

社会福祉法人ぱる デイサービスぱる蕨
 地域密着型通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業第 1 号通所事業
 重要事項説明書

〔2025 年 11 月 1 日現在〕

当事業所は、契約を締結したご利用者に対して通所介護事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明をします。

1、事業者および事業所の概要

(1) 事業者、事業所名および所在地

事業者名	社会福祉法人ぱる
事業所名	デイサービスぱる蕨
所在地	埼玉県蕨市錦町2丁目 10 番 4 号
電話&FAX	電話 048 <432> 6576 FAX 048 <432> 6904
代表者	理事長 福本 京子
管理者	佐々木 しのぶ
介護保険 指定事業者番号	当事業所は介護保険の指定を受けています。 (埼玉県指定 第 1171400649)

(2) 提供できるサービスの地域

サービスを提供する地域	蕨市
-------------	----

(3) 職員体制

区分	資格	常勤	業務内容
管理者(相談員兼務)	介護福祉士	1名(兼務)	サービス管理全般
生活相談員	介護福祉士	2名	生活上の相談等
介護職員	介護福祉士 初任者研修等	3名以上	日常介護業務
看護スタッフ(兼務)	看護師・准看護師	1名以上	健康管理等
機能訓練指導員(兼務)	看護師・准看護師	1名以上	機能訓練及び計画

※職員体制は変更する場合があります。

(3) 提供できるサービスの地域

1日の利用定員	16名	静養室	1室
食堂兼日常動作訓練室	49.5㎡	浴室	個浴
相談室	1室	送迎車	2台

(4) 営業時間

- ①営業日 月曜日から土曜日までを基本とする（祝・祭日含む）
- ②休業日 年末年始 12月31日～1月3日
- ③営業時間 午前8時から午後6時までとする
- ④サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする
- ⑤緊急時連絡先 社会福祉法人ぱる 電話048-432-1500

2、サービス内容

通所介護計画又は第1号通所事業介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、健康チェック、個別機能訓練、レクリエーション、生活相談、その他必要な介護を行います。

3、利用料金

(1) 通所介護サービス基本利用料

※地域区分別1単位あたりの単価 10.27（6級地）

要介護度1（1回あたり）			要介護度2（1回あたり）			要介護度3（1回あたり）		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
774円	1,546円	2,320円	914円	1,828円	2,742円	1,060円	2,120円	3,180円
要介護度4（1回あたり）			要介護度5（1回あたり）					
1割	2割	3割	1割	2割	3割			
1,204円	2,408円	3,611円	1,348円	2,695円	4,043円			
事業対象者・要支援1（月額）			要支援2（月額）					
1割	2割	3割	1割	2割	3割			
1,847円	3,693円	5,540円	3,719円	7,438円	11,157円			

<加算>

① 入浴介助加算（要介護者1～5）

	1割負担	2割負担	3割負担
加算I	41円/回	82円/回	123円/回

② 機能訓練および科学的介護推進に関する加算

個別機能訓練加算I（要介護）

1回につき

介護保険負担割合1割	介護保険負担割合2割	介護保険負担割合3割
58円	115円	173円

個別機能訓練加算II（要介護）

1月につき

介護保険負担割合1割	介護保険負担割合2割	介護保険負担割合3割
21円	41円	62円

科学的介護推進体制加算（要介護・要支援）

1月につき

介護保険負担割合1割	介護保険負担割合2割	介護保険負担割合3割
41円	82円	123円

③ その他の加算

加算の種類	利用料・利用者負担
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき所定単位数の5.9%を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月につき所定単位数の1.0%を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数の1.1%を加算

④ その他の費用

- 1、昼食及びおやつの費用・・・700円/回
- 2、外出による外食・旅行・映画・音楽鑑賞などの参加費・・・実費分（参加者のみ）

(3) 支払方法

利用料金を毎月15日までに前月分の請求を致します。支払い方法は、郵便局の指定口座（翌月25日）又は、金融機関の指定口座（翌月27日）から引き落としさせていただきます。引落としの手続きが間に合わない場合は郵便局での振り込みまたは現金での支払いとなります

4、キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日の当日午前8時00分までにご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前8時00分までにご連絡がなかった場合	利用料の50%

第1号通所事業については、キャンセルは発生いたしません。

5、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し込みください。

② 契約の終了

以下の場合、契約は自動的に終了します。速やかにご連絡ください。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

i 利用者が文書により解約を通知し即座にサービスが終了になる場合

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・当事業所が守秘義務に反した場合
- ・当事業所が利用者ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

ii 当事業所が文書での通知により契約を終了させていただくことになる場合

利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日以内に支払わない場合

- 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院もしくは病
気等により概ね1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らか
になった場合
- 利用者やご家族などが当センターや当センター従事者または他の利用者に対して
本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合

6、健康上の理由によるサービスの中止

- ①体調不良時や37.0℃を超える発熱が見られる際は、サービスの提供をお断
りすることがあります。
- ②利用当日の健康チェックの際に体調不良が見られる場合は、サービス内容
の変更または中止となることがあります
- ③体調不良や発熱の際は、早めにご相談ください

7、当事業所の通所介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

法に定める施設としてその有する目的に従い、その利用者の健康で安らかな生活の維持
向上に寄与し、福祉を増進することができるようにその運営を図るものとする。

(2) 施設利用に当たっての注意事項

- 送迎時間
効率、利用者の身体状況を考慮の上作成し通知致しますのでご了承ください。
- 送迎の立会い
原則として家族または代理の方に立ち会っていただきます。
- 体調確認
気になる点は連絡帳にご記入下さい。
- 体調不良等によるサービスの中止、変更健康チェックの結果、サービスの中止、
変更をせざるを得ない場合は原則的にお迎えに来ていただきます。
- 食事のキャンセル
当日8時00時までにご連絡がない場合はキャンセル料がかかります。
- 設備、器具の破損
修繕費を負担していただく場合があります。

8、個人情報の保護（秘密の保持）

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員であ
る期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者
との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の
個人情報を用いませぬ。又利用者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で
同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9、緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者への連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	連 絡 先	
居宅介護 支援事業所	事業所名	
	連 絡 先	
デイサービス	デイサービスぱる蔵 048-432-6576	

10、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日新火災海上保険
保険名	総合賠償責任保険

11、虐待の予防

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します

_____(虐待防止に関する責任者) 管 理 者 佐々木 しのぶ_____

(2) 成年後見制度の利用を支援します

(3) 従業員に対して、虐待防止に関する研修を実施します

(4) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを居宅介護支援事業所、市町村の担当、地域包括支援センターに通報します。

12、非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対応するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施します。利用中の災害発生時の対応は、職員の指示に従ってください

- ・防火管理権限者：デイサービスぱる蔵 管理者
- ・防災設備 消火器

13、サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者・家族・関係者等において、次の事項に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS などに掲載すること

14、感染症の予防およびまん延の防止について

- (1) 職員その他の従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。
- (2) 当事業所内において、感染症の発生またはそれが疑われる状況が生じた時は、速やかに対応を行います。
- (3) 感染症の利用者またはそれらの疑いのある方の状態に応じ、管轄の市町村または保健所に報告し指示を求めること、その他の措置を講じます。

15、サービス提供に関する相談、苦情

当事業所ご利用者相談・苦情受付窓口

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

①[利用者相談兼苦情受付担当者]〈職名〉管理者 氏名〉 佐々木 しのぶ

電話 048-432-6576（月曜日～土曜日9時～18時まで）

②[苦情解決責任者]〈職名〉在宅サービス部長 吉野 亜矢

電話 048-434-6205（月曜日～金曜日9時～18時まで）

*苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによる、円滑な解決に努めます。

③その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会苦情係り等に苦情を伝えることができます。

蕨市健康長寿課 : 048-433-7756

埼玉県国民健康保険団体連合会介護保険課

苦情対応係 : 048-824-2568

【説明確認欄】

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

〔事業者〕 社会福祉法人ぱる
〔所在地〕 埼玉県蕨市錦町 2-10-4
〔事業所〕 地域密着型通所介護 デイサービスぱる蕨
〔代表者〕 管理者 佐々木 しのぶ 印
〔説明者〕 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から通所介護サービスに関する重要事項の説明を受け同意しました。

【利用者】〔住所〕 埼玉県蕨市 _____

〔氏名〕 _____ 印

【代理人】〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ 印

2025.11.1